

東広島市社会福祉協議会 訪問介護事業所運営規程（障害者総合支援）

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する東広島市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害者福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 事業所及び出張所は、地域の実情等を踏まえたサービス提供体制の整備、効率的なサービス提供を行い、運営方針等の一体的な運用と職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理され、必要な場合には隨時主たる事業所及び他出張所と相互支援が行われる体制を維持する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東広島市社会福祉協議会訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島県東広島市西条町土与丸1108番地(本所)
(出張所) 広島県東広島市黒瀬町丸山1286番地1(くろせ)
(出張所) 広島県東広島市福富町久芳1545番地1(ほくぶ)
(出張所) 広島県東広島市安芸津町三津4398番地(あきつ)

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士6名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の訪問介護員等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
- (3) 訪問介護員等 15名以上
訪問介護員等は、居宅介護計画等に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(1) 事務職員

事務職員は、事業所の事務を行う。

（営業日及び営業時間）

緊急の場合はこの限りではない。

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。 (昭和23年法律第178号)

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(障害福祉サービスの内容)

第6条 障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 入浴の介護
- ④ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(4) 生活等に関する相談及び助言

- (5) 重度訪問介護
- (6) 同行援護
- (7) その他生活全般にわたる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、「支給決定障害者等」という。)から市町が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第29条

第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 急なキャンセルがあった場合、キャンセル料をいただくものとする。

4 事業所は、前2項から3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支

給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の実施地域は、東広島市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行なうものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 障害福祉サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要によりサービス利用者の非難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等)

第10条 事業所は、障害福祉サービスに使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第11条 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(サービス提供記録の記載)

第12条 訪問介護員等は、障害福祉サービスを提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録するものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、法の定めることにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の別件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町又は県が行う調査に協力するとともに、市町又は県から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
(虐待の防止)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げ措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置く。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 会長は、障害福祉サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務

体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 訪問介護員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(規程の補足)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は協議会と事業所の管理者との協議に基づいて会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日までに従前の社会福祉法人社会福祉協議会訪問介護事業所でなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

3 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

10 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

11 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

12 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

13 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

14 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

15 この規程は、令和3年9月16日から施行する。

16 この規程は、令和3年11月1日から施行する。

17 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

18 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

19 この規程は、令和5年5月1日から施行する。

20 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

2 この規程の施行日前に変更前の東広島市社会福祉協議会黒瀬訪問介護事業所運営規程（障害者総合支援）でなされた手続きその他の行為は、この規程によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行日前に変更前の東広島市社会福祉協議会北部訪問介護事業所運営規程（障害者総合支援）でなされた手続きその他の行為は、この規程によりなされたものとみなす。

4 この規程の施行日前に変更前の東広島市社会福祉協議会安芸津訪問介護事業所運営規程（障害者総合支援）でなされた手続きその他の行為は、この規程によりなされたものとみなす。

重要事項説明書（居宅介護サービス） 障害者総合支援

居宅介護のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
事業者の所在地	広島県東広島市西条町土与丸1108番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	富永嘉文
電話番号	082-423-2800

2. ご利用の事業所

事業所の名称	東広島市社会福祉協議会 訪問介護事業所
事業所の所在地	東広島市西条町土与丸1108番地
管理者の氏名	酒井充
電話番号	082-431-5245
ファクシミリ番号	082-423-8525
指定事業所番号	3412500245

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会が開設する「東広島市社会福祉協議会 訪問介護事業所」(以下「事業所」という。)は、障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービス事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事を定め、利用者に対し、適切な障害者福祉サービスを提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 2. 事業の実施に当たっては、地域との結び付を重視し、関係市町、他の相談支援事業者その他の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

4. 提供するサービスの内容

居宅介護は、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接觸して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院、外出介助など
家事援助	家事を行う事が困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで (12月31日から翌年1月3日までを原則として休日としますが、要望があれば対応します)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分(時間外で要望があれば対応します)

6. 事業所の職員体制

従業者	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤9人、非常勤16人
1級訪問介護員	非常勤1人
2級訪問介護員	非常勤15人

7. 事業所の管理者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、お申し出ください。

管理者	酒井 充
サービス提供責任者	堀内 みどり、瀧口 幸、宇津 亜希子、 清本 淳子、森川 尚美、黒田 葉子、 岡本 美代子、篠原 香奈子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の利用料は、別表1のとおりです。

(1) 利用料金表の利用合計単位に地域別単価を換算し、負担割合については厚生労働大臣が定める基準によるものとなります。

(2) 支払方法

上記(1)の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差し上げます。

支払方法	支払用件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 広島銀行 広島中央農業協同組合 ゆうちょ銀行
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直後の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との関係） 電話番号	

10. 事故発生時の対応と再発防止

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の相談支援専門員及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、事故発生後は、事故の要因を十分に検討し、再発防止に努めます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所の窓口	窓口担当者 サービス提供責任者 ご利用時間 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 082-431-5245
--------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

東広島市	担当窓口 障がい福祉課 ご利用時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分 住所 東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0180
広島県社会福祉協議会	担当窓口 福祉サービス運営適正化委員会 ご利用時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時 住所 広島市南区比治山本町12番2号 県社会福祉会館内 電話番号 082-254-3419

12. 苦情解決の体制及び手順

下記の「利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」に基づき、対応いたします。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行う事ができませんので、

あらかじめご了解ください。

①医療行為及び医療補助行為

②各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供等はお断りします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の相談支援専門員または当事業所の担当者へご連絡ください。

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

サービスの種類	居宅介護
事業所・施設名	東広島市社会福祉協議会訪問介護事業所
措置の概要	
利用者及びその家族からの苦情に対して適切に対応し、利用者の権利を擁護するため、次のように苦情解決体制を設置する。	
<p>1 窓口（連絡先）：東広島市社会福祉協議会 訪問介護事業所 電話番号：(082) 431-5245 (月～金 8:30～17:15) 電話番号：() - (月～金 8:30～17:15) 苦情受付担当者：サービス提供責任者 苦情解決責任者：在宅福祉課長および 支所長 苦情解決総括責任者：事務局長 虐待防止責任者：事業所で定める者 第三者委員：東広島市社会福祉協議会苦情解決に関する規程により任命された者</p>	
<p>2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための体制・手順 苦情解決総括責任者は、本会事業に関するパンフレット及びホームページへの掲載等により、苦情解決制度について周知を図る。</p>	
<p>※ 具体的な対応方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 苦情受付担当者は苦情解決体制、苦情解決の仕組みを利用者へ周知する。 2) 苦情受付担当者は利用者等からの苦情受付に際し、苦情申し出人に確認する。 3) 苦情解決責任者は、受け付けた苦情を必要に応じて第三者委員に報告する。 4) 第三者委員は、苦情内容を確認し苦情受付報告書により、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。 5) 苦情解決責任者は、苦情の内容を解決するため、苦情申出人との話し合いを実施する 6) 苦情受付担当者は、提示した解決策や話し合いの結果又は改善等を約束した内容を苦情受付書により記録し、苦情申出人と苦情解決責任者及び立ち会った第三者委員に確認する。 7) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善等を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に苦情解決結果等報告書により報告する。 	
<p>3 利用のサービス事業者に対して苦情があった場合の対応手順 受付・事実確認・業務改善要請・事業者の変更等の調整・関係機関への連絡・苦情相談記録の作成。</p>	
<p>4 その他参考事項 本会への信頼を高めるとともに本会が実施する事業の質を向上させるため、苦情対応の状況について、個人情報に関する事項を除き事業報告書・広報紙及びホームページに掲載するなどにより公表する。国保連・各市町村の申し立て窓口の連絡先を周知する。</p>	
<p>5 虐待・身体拘束への方針 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、当事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施し担当者を配置します。また当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動を制限する行為をいたしません。</p>	

令和____年____月____日

事業所は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業者】 住 所 東広島市西条町土与丸1108番地

事業者名 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会

代表者 会長 富永嘉文

【事業所】 住 所 東広島市西条町土与丸1108番地

事業所名 東広島市社会福祉協議会訪問介護事業所

説明者 サービス提供責任者 _____

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

【利用者】 住所 _____

氏名 _____

【署名代行者（又は法定代理人）】 _____

住所 _____

本人との続柄 _____

氏名 _____

【立会人】 住所 _____

本人との続柄 _____

氏名 _____

